

2018年4月26日、安全保障理事会第8245回会合にて採択

安全保障理事会は、

国際連合憲章の諸目的および諸原則に従い、

安全保障理事会および総会の関連する職務権限、決定および決議、並びに2017年12月21日のS/PRST/2017/27および2018年1月18日のS/PRST/2018/1の安全保障理事会議長諸声明を想起し、

2016年4月27日の安保理決議2282および総会決議70/262を再確認し、そして今日までに為された努力および進展に留意し並びに諸決議を実施するため加盟国および国際連合システムによる更なる行動を奨励し、

事務総長の改革提案に関する事務総長により遂行された加盟国との協議を歓迎しまたこれに関連した現行の活動に留意し、

2018年4月25日に開催された安全保障理事会のハイレベル概要説明におけるまた2018年4月24-25日に開催された総会のハイレベル会合における平和構築と平和の持続に関する議論に留意し、

1. 平和構築と平和の持続に関する事務総長報告書¹の発表を歓迎し、それが含んだ勧告と選択肢に感謝しつつ留意しそしてさらにそれを議論することを決定する。

2. 総会の第72会期および第73会期期間中に、確立された手続に従って、事務総長報告書に含まれた勧告と選択肢の、適切な場合には、進歩を進め、実施を追求しそして審議するため、平和構築委員会を含む、関連する国際連合機関や組織を招請するという総会の決定に留意する。

3. 国際連合平和構築活動のための資金調達に関するものを含む、事務総長の勧告について更に推

¹ A/72/707-S/2018/43.

敲している中間報告書を、総会の第 73 会期期間中に、総会に示すことを事務総長に要請するという総会の決定に留意する。

4. 総会決議 70/262 の継続的实施および平和構築と平和の持続に関する事務総長報告書に含まれた勧告と選択肢の実施の進展に焦点を絞りつつ、国際連合平和構築構造の次の包括的再検討に関連して詳細な報告書を、総会の第 74 会期期間中に、総会に提出することを事務総長に要請するという総会の決定に留意する。

5. この問題に引き続き取り組むことを決定する。